

令和5年10月16日

犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する意見

先に示された3つのモデルケースにおいて、民事損害賠償額を算定し、給付金の比較を行った。その結果は次の通りです。

1 民事訴訟における損害賠償額の標準的な算定方法

損害賠償額の柱は、慰謝料+逸失利益となっています。

(1) 慰謝料

裁判例及び関東十県会所属弁護士会等のアンケート調査（千葉県弁護士会『慰謝料算定の実務（第3版）』参照）

- ① 殺人・傷害致死等： 2000～4000万円
- ② 傷害： 10～1000万円
- ③ 不同意性交等： 80～600万円
- ④ 不同意わいせつ： 30～400万円

⇒金額の多寡は罪名によるところが大きい。

(2) 逸失利益

死亡事案の場合の算定

- ① 基本的な計算式： $(\text{基礎収入額}) \times (1 - \text{生活費控除率}) \times (\text{ライフニッツ係数})$
- ② 基礎収入額： 収入がある場合：直近の年収
収入がない場合：賃金センサス

⇒金額の多寡は被害者の年齢によるところが大きい。

現実の収入の有無によって金額は大きく変わらない。

2 モデルケースにおける損害賠償額の試算と遺族給付金支給額との比較（別紙参照）

(1) モデルケース1：40歳（会社員）、年収600万円

- ① 損害賠償額 1億1697万円
- ② 遺族給付金支給額 2972万円
- ③ 倍率 3.9倍

(2) モデルケース2：36歳（主婦）、無収入

- ① 損害賠償額 9590万円
- ② 遺族給付金支給額 530万円
- ③ 倍率 18.1倍

(3) 【モデルケース3】6歳（小学生）、無収入

- ① 損害賠償額 8886万円
- ② 遺族給付金支給額 320万円
- ③ 倍率 27.8倍

以上

モデルケースにおける損害賠償額の試算と遺族給付金支給額との比較

金額の単位：円

		モデルケース 1	モデルケース 2	モデルケース 3
犯罪被害者		男性（40歳） 会社員	女性（36歳） 主婦	男性（6歳） 小学生
生計維持関係遺族		妻（36歳） 子（6歳） 子（3歳）	なし	なし
年収		6,000,000	0	0
賃金センサス			3,992,800	5,464,200
遺族給付金支給額	e	29,721,102	5,300,000	3,200,000
損害賠償額	f	116,973,400	95,900,318	88,867,433
慰謝料		40,000,000	40,000,000	40,000,000
逸失利益	$a \times (1-b) \times c$	76,973,400	55,900,318	48,867,433
●基礎収入額	a	6,000,000	3,992,800	5,464,200
●生活費控除率	b	30%	30%	50%
●ライフニッツ係数	c	18.3270	20.0004	17.8864
67歳まで		18.3270	20.0004	27.8404
18歳まで		0.0000	0.0000	9.9540
倍率	f/e	3.94	18.09	27.77